

第3期 南あわじ市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和7年3月 南あわじ市



1 計画策定の趣旨

これまで我が国では、少子化対策ならびに子育て支援として、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に基づく取り組みなどが展開されてきました。とりわけ、平成24（2012）年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけや、この3法に基づいて施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、南あわじ市においても「子ども・子育て支援法」に基づいた計画を2期にわたって策定してきました。「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】」では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な推進とともに、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきましたが、少子化の進行や歯止めのかからない人口減少は、本市のみならず全国的な課題となっており、そこに加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

「第3期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」は、全国的な潮流と本市の実情を踏まえながら、令和6（2024）年度に計画期間が満了となる第2期計画の後継計画として策定したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

また、本市の市政運営の柱となる「第2次南あわじ市総合計画」を最上位計画に置きつつ、総合的な地域福祉の方策を示す「第2期南あわじ市地域福祉計画」のもと、関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

さらには、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合には、必要に応じて検討・見直しを行うものとします。

4 基本理念

本計画では、第2期計画に引き続き、子どもならびに子育て家庭が、地域とともに喜びのなかで育ち、そして育ちあうことができるようにという願いを込めて、第2期計画の基本理念を継承します。

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ

少子高齢化や人口減少社会、核家族化の進展と共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化を続けています。

そのなかで、子育てに対する不安感や負担感、孤独感を抱く保護者は増加しており、その影響が子どもにも及んでいることは想像にかたくありません。保護者がパートナーや親族、地域など、広く支えられているという認識のなかで子育てに取り組めるようにすることが、子育て支援に求められています。

子どもがあたたかな家庭で育ち、子どもと子育て家庭を支える地域が育ち、地域をみんなで支え・育てていく。そうした未来には、必ずや喜びに満ちた“南あわじ”が広がっているでしょう。

そうした「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」をめざして、子ども・子育て支援施策を計画的に推進していきます。

5 基本目標

基本理念の実現に向けては5つの基本目標を設定し、総合的に施策を展開します。

>>> 基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

すべての母親が安心して妊娠・出産でき、ゆとりをもって子育てができるよう、適切な子育て情報を市公式SNSやホームページの活用によって発信強化するとともに、相談体制の充実、母親と子どもの健康の確保に取り組めます。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援によって子育ての不安を軽減するとともに、子どもが健やかに育っていくことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、小児医療に取り組めます。

【基本施策】

- 1 情報発信の強化と相談体制の充実
- 2 母と子の健康の確保・支援
- 3 小児医療の充実

>>> 基本目標2 すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を支える環境づくり

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

さらに、子育て家庭の働く環境が、子ども・子育てに対して理解を深められるとともにその支援が充実したものとなるよう、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた啓発に努めます。

子育て環境の充実はもとより、保護者の望む働く環境との両立ができること、この両輪の推進によって、すべての子どもの健やかな成長と、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

【基本施策】

- 1 教育・保育の充実
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 遊び環境の整備
- 4 子ども等の安全の確保

▶▶▶ **基本目標3 子どもの笑顔をまんやかに地域で子育てを支えるまちの実現**

子どもの笑顔が“まんやか”であることを大切に、地域ぐるみで子ども・子育てを支えていくまちの実現をめざします。そのためには、地域におけるネットワークの構築や充実、そして拠点や子どもの居場所づくりなど、地域とともに子どもを育てる意識を育むことが重要です。

また、子どもや子育て家庭などが安心して暮らせるよう、合理的配慮も講じながら、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。さらに、子どもを犯罪や交通事故、災害等の被害から守る安全教育・防災教育等の取り組みを、関係機関や地域・学校と連携して推進します。

【基本施策】

1 地域における子育て支援の充実

2 子育て家庭への理解促進

3 子育ての男女共同参画の推進

▶▶▶ **基本目標4 学ぶ楽しさと生きる力を育む教育の推進**

次代を担う主役である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育む家庭教育、自分の個性や他者を受け入れ認めることで生きていくために必要な力の基礎を養う幼児期の教育・保育、子どもの個性や人格を尊重し確かな学力、豊かな心、健やかな体を持った子どもを育成する学校教育など、教育・保育環境の整備に取り組みます。

また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携のさらなる充実に取り組みます。

小学校・中学校では、一人一人が自ら学び続け、これからの時代に求められる資質・能力を身につけることができるようサポートするとともに、子どもたちの居場所がしっかりと確保され、子どもの笑顔や元気で満ち溢れる学校づくりに取り組みます。

学ぶ楽しさを子どもたちに感じてもらうため、遊びの中に学習・体験・スポーツなどのプログラムを取り入れたアフタースクール事業等、さまざまな事業を通じて、子どもたちの積極性や自立性・豊かな人間性・社会性・想像力・コミュニケーション力を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携して取り組みます。

以上の取り組みを通じて、地域とともに子どもを育てる環境づくりや子どもの社会力、人間力を高め、「学ぶ楽しさ日本一」が実現できる地域をめざします。

【基本施策】

1 豊かな心を育む教育の推進

2 児童の健全育成の推進

3 思春期保健対策の充実

▶▶▶ **基本目標5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援**

一人ひとりの子どもの人権が尊重される社会を構築するため、児童虐待の防止対策や、支援の必要な子ども・子育て家庭への支援充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要する子ども・子育て家庭への支援の推進に努めます。

【基本施策】

1 児童虐待防止対策の充実

2 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

3 ひとり親家庭への支援

4 特別な支援を要する児童生徒への早期対応

5 貧困対策の推進

6 教育保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量・見込み

>>> 教育・保育事業

教育施設（幼稚園及び認定こども園）		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み (人)	合計	107	94	84	76	71
	1号	64	57	50	46	43
	2号(教育)	43	38	34	31	28
②確保方策 (人)	合計	127	127	127	127	127
	教育・保育施設(幼稚園、認定こども園)	64	64	64	64	64
	新制度に移行しない幼稚園	13	13	13	13	13
	幼稚園の預かり保育	50	50	50	50	50
②-①		0	0	0	0	0
利用定員		127	127	127	127	127

【今後の取り組み】

現状において提供体制を確保できており、また、人口減に伴う児童数の見込みが減少していることから、既存の幼稚園4園、認定こども園5園の9か所の統廃合を進めながら提供体制を確保します。

保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、すべての子どもたちが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。

さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な教育・保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても検討していきます。

保育施設（保育所及び認定こども園）		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み (人)	合計	1,040	951	876	818	776
	2号(保育)	739	657	590	539	506
	3号(0歳)	42	39	37	35	32
	3号(1歳)	110	108	107	106	103
	3号(2歳)	149	147	142	138	135
②確保方策 (人)	合計	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377
	教育・保育施設(保育所、認定こども園)	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
	2号(保育)	968	968	968	968	968
	3号(0歳)	54	54	54	54	54
	3号(1歳)	127	127	127	127	127
	3号(2歳)	184	184	184	184	184
	地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育)	44	44	44	44	44
	2号(保育)	3	3	3	3	3
	3号(0歳)	11	11	11	11	11
	3号(1歳)	15	15	15	15	15
3号(2歳)	15	15	15	15	15	
②-①		0	0	0	0	0
利用定員		1,377	1,377	1,377	1,377	1,377

【今後の取り組み】

現状において提供体制を確保できており、既存の保育所、認定こども園等の17か所における提供体制を確保します。

引き続き、「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」の提言による、保育所の施設整備や保育サービスの向上、施設運営の効率化の実現に向けて、保育施設の老朽化対策、既存施設の有効利用と適正規模での運営が図られるよう、認定こども園への移行などを視野に入れながら、計画的な施設整備のあり方を検討していきます。

さらに、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても検討していきます。

>>> 地域子ども・子育て支援事業

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	今後の取り組み
(1) 利用者支援事業							基本型: 子育て支援コンシェルジュを配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を実施します。 特定型: 教育・保育に関する相談に応じ、ニーズに合った教育・保育サービスを提供します。 こども家庭センター型: 子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目ない一体的支援を行います。
量の見込み(か所)		3	3	3	3	3	
確保方策 (か所)	基本型	1	1	1	1	1	
	特定型	1	1	1	1	1	
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	
(2) 延長保育事業							保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、提供体制の確保、提供時間等を検討します。
量の見込み (人)	合計	136	126	117	110	106	
	2号(保育)	94	87	81	77	74	
	3号(保育)	42	39	36	34	31	
確保方策(人)		136	126	117	110	106	
(3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)							各施設の面積や人員配置等の基準を踏まえながら弾力的に運用、各学校との連携協力体制の強化や近隣公共施設等との調整を行い、受入れ体制を整備します。 放課後子ども教室との校内交流型事業(アフタースクール事業)の実施に向けた安心安全な環境づくり・体験プログラムの充実に努めます。
量の見込み【合計】(人)		329	320	301	278	251	
確保方策 (人)	合計	329	320	301	278	251	
	1年生	46	46	41	36	31	
	2年生	50	45	45	41	36	
	3年生	59	50	45	45	41	
	4年生	59	59	51	46	46	
	5年生	60	60	59	51	46	
6年生	55	60	60	59	51		
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)							受入れ可能施設の拡大や、既存施設との連携強化に努めます。
量の見込み/確保方策(人日)		15/15	15/15	15/15	15/15	15/15	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)							母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。
量の見込み/確保方策(人)		163/163	152/152	143/143	132/132	122/122	
(6) 養育支援訪問事業							養育支援の必要な家庭への訪問や保育施設等を巡回し、助言及び指導等を実施します。
量の見込み/確保方策(人)		5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
(7) 地域子育て支援拠点事業							地域のなかに子育て家庭のサポートができる体制の仕組みづくりに取り組みます。
量の見込み(人日)		5,133	4,776	4,447	4,136	3,845	
確保方策(人日)		5,133	4,776	4,447	4,136	3,845	
(8) 一時預かり事業							【幼稚園等における一時預かり】 多様化する保護者のニーズに対応した提供体制を確保します。 【保育所等における一時預かり】 様々な理由に対応した一時的な保育の支援充実に取り組みます。
幼稚園等 一時預かり	量の見込み(人日)	10,219	9,026	8,029	7,265	6,771	
	確保方策(人日)	10,219	9,026	8,029	7,265	6,771	
保育所等 一時預かり	量の見込み(人日)	574	518	471	432	402	
	確保方策(人日)	574	518	471	432	402	
(9) 病児・病後児保育事業							病気回復期で集団生活が困難な時期における、一時的な保育のニーズに対応します。
量の見込み/確保方策(人日)		5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
(10) ファミリー・サポート・センター事業							子育て学習・支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置し、提供体制を確保します。また、事業としてのPRを強化し、会員の増員を図ります
量の見込み (人日)	合計	57	53	49	47	44	
	就学前	52	49	45	43	41	
	小学生	5	4	4	4	3	
確保方策(人日)		57	53	49	47	44	
(11) 妊婦等包括相談支援事業							出産・育児等に関する面談や情報提供を行うとともに、必要な支援につなげます。
量の見込み/確保方策(回)		489/489	456/456	429/429	396/396	366/366	
(12) 妊婦健康診査							妊娠期の母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。
量の見込み/確保方策(人)		239/239	224/224	209/209	193/193	185/185	
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業							国が示す対象範囲と上限額に基づき、事業を実施していきます。
量の見込み/確保方策(人)		2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	
(14) 産後ケア事業							産後の体調回復や育児支援として、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、実施医療機関の確保と利用勧奨を行っていきます。
量の見込み	利用者数(人)	48	45	42	39	36	
	延べ利用日数(人日)	139	130	121	113	104	
確保方策	利用者数(人)	48	45	42	39	36	
	延べ利用日数(人日)	139	130	121	113	104	
(15) 子育て世帯訪問支援事業							妊産婦や子育て世帯の養育環境を整える必要がある家庭を対象とした事業の整備に努めます。
量の見込み/確保方策(人日)		3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	
(16) 児童育成支援拠点事業							子どもへの包括的な支援を行うとともに、居場所を提供していきます。
量の見込み/確保方策(人)		39/39	38/38	36/36	33/33	30/30	
(17) 親子関係形成支援事業							ペアレントトレーニングを実施し、親子間の適切な関係の形成支援に努めます。
量の見込み/確保方策(人)		3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	
(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)							令和6(2024)年度における試行的事業における同時利用量を維持しながら事業を進めていきます。また、活用状況を見定めつつ、量の見込みと確保方策の見直しを行います。
量の見込み【合計】(人日)		281	262	245	230	215	
確保方策 (人日)	合計	281	262	245	230	215	
	0歳	85	79	75	70	65	
	1歳	133	123	115	109	101	
	2歳	64	60	55	52	49	

7 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携・協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向による情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域のさまざまな活動主体と協働することにより、子ども・子育て支援施策に係る取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

8 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、ゆめるんネットを活用するとともに、市民が集まるさまざまなイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

9 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。



第3期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和5年3月

編集・発行 南あわじ市 市民福祉部 子育てゆめるん課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
TEL：0799-43-5219